

(名称及び目的)

第1条 本会は赤目まちづくり委員会（以下「委員会」という。）と称し、名張市地域づくり組織条例に基づき、地域住民の総参加により、将来の地域発展について話し合い、赤目地域の快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生き生きと輝いて暮らせるまちづくりに努めることを目的とする。

(構成、組織)

第2条 委員会は、原則として赤目地区に居住もしくは勤務する者の中から、委員会の主旨に賛同し、各区、団体等から推薦されたもので構成し、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 区長会部
- (5) 民生委員児童委員会部
- (6) 赤目市民センター
- (7) あんしんねっと赤目

2 委員会に次の専門部を置く。

- (1) 青少年育成部
- (2) 地域ふれあい活動部
- (3) 防犯防災部
- (4) 生活環境部
- (5) 地域振興広報部
- (6) 健康福祉部

(事業、活動)

第3条 委員会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年育成に関すること
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 防災、防火、防犯に関すること。
- (4) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (5) 赤目地域の振興と広報に関すること。
- (6) 地域住民の健康と福祉の増進に関すること。
- (7) 赤目市民センターの管理・運営の受託に関すること。
- (8) 錦生赤目小学校区放課後学童クラブの運営に関すること。
- (9) その他委員会の目的達成のため必要な事業。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 市民センター長 1名

2 役員は、別に定める「赤目まちづくり委員会役員選考に関する細則」により選出し、総会の承認を得るものとする。

(監事および相談役)

第5条 委員会に監事2名を置く。監事は会長が推薦し理事会にて承認を得るものとする。相談役を置く場合も会長が推薦し理事会にて承認を得るものとする。

2 監事、相談役の任期は1年とする。

(理事の選出と任務)

第6条 理事の定数は35名以内とする。構成員は下記のとおりとし、総会の承認を得るものとする。

- (1) 役員
- (2) 各自治区長
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 各専門部の部長
- (5) その他委員会が認めた者

2 理事の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

3 理事は、委員会の運営及び活動を円滑に行うように努める。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、委員会の運営及び活動に伴う会議録作成の事務を担当する。
- (4) 会計は、委員会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。
- (5) 市民センター長は、委員会と密接な連携を図るとともに、市民センターの事務、事業等に支障なきよう管理、運営を図る。

(監事及び相談役の仕事)

第8条 監事は、委員会の運営及び活動状況に対する会計監査と業務監査をおこなう。

2 相談役は、委員会の事業執行に対して助言を行う。会長が必要と認めるときは会議に出席し意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(区長会部)

第10条 委員会に、地区内の自治区長全員で構成する区長会部を置く。

2 区長会部は、地区内の自治振興、市行政との連絡調整を行う。

(民生委員児童委員会部)

第11条 委員会に、地区内の民生委員児童委員全員で構成する民生委員児童委員会部を置く。

2 民生委員児童委員会部は、地域内の各自治区と協働し全ての福祉事業を行う。

(市民センター)

第12条 市民センターは市民センター長、地域事務員で構成する。

2 市民センターは社会教育、生涯教育、地域づくり等の拠点としての市民センターの円滑な管理運営を行う。

(専門部)

第13条 委員会に専門部を置き、委員会の事業、活動を実践する。

2 専門部の委員の仕事は、1年を原則とし、各区、団体等からの推薦により選出する。

(会議)

第14条 委員会の会議は、総会、理事会、役員会、部会とする。

2 会議の長は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者から意見を求めることができる。

(総会)

第15条 総会は会長が招集し、委員の過半数の出席で成立するものとする。

2 総会は、理事及び第11条のうち理事以外の委員、第13条に規定する各専門部の委員をもって構成する。なお、監事および相談役も出席するものとする。

3 総会の議長は、その総会に出席した委員の中から選任する。

4 総会は、委員会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。

5 会長が必要と認めるとき、又は理事及び委員の半数以上の要請があった場合は、臨時総会を開催することができる。

6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の議決にて決する。

7 赤目地区内の住民は、委員会の運営及び活動に関し、意見、要望、提案を行うことができるものとする。

(理事会)

第16条 理事会は、会長が招集し、理事の過半数の出席で成立するものとする。

2 理事会は事業計画、予算及び決算、その他重要な事項を審議する。なお、監事は監査報告を行う時、また相談役は監事同様に会長が必要と認めるとき出席し意見を述べるることができるものとする。

2 理事会は、委員会の執行機関として、最高の意思決定機関である。なお、組織の変更等運営上支障をきたす事項については、理事会の決定をもって施行する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の議決にて決する。

(役員会)

第17条 役員会は会長、副会長、書記、会計、市民センター長をもって構成し、必要に応じ会長が招集し、委員会の運営や理事会へ付議する事項の調整を行う。なお、監事及び相談役は、会長が必要と認めるとき出席し意見を述べるることができるものとする。

(会計)

第18条 委員会の経費は、交付金、活動支援金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

3 委員会の会計を、一般会計と特別会計に仕分けすることができる。

4 受託業務で交付される金額は、特別会計として別に処理するものとする。

(会計出納事務)

第19条 出納事務は会計が責任をもって執行する。

2 委員会の予算に基づき公金を支出するときは、事業費交付申請書により会長の認可を得て支出する。

(監査)

第20条 委員会の会計監査は、監事が厳正な監査を行う。

2 監事は、委員会の運営及び活動に対する決算監査、出納経理事務及び事業進捗等の業務監査を担当する。

3 外部監査委員を、会長が選任することができる。

会計監査及び業務監査を執行したときは、理事会にその結果を報告するものとする。

(事業計画)

第21条 専門部は、事業計画を作成し、事業交付申請書に添付して提出するものとする。

(地域予算の執行)

第22条 地域予算は、総会で承認された事業計画に基づき実施する事業に対して執行する。

2 事業計画を変更して事業を実施しようとするときは、理事会の承認を得て地域予算を変更して執行する。

3 緊急を要する必要事業が生じたときは、理事会を開催し審議して決定する。

(地域予算加算分)

第23条 加算額として受託を受けた事業費は、目的外に支出してはならない。

(地域予算の配分)

第24条 地域予算の配分は、重要事項であり適正、公平、明朗に執行しなければならない。

2 構成団体独自で実施する事業と委員会が実施する事業とそれぞれ区別して予算を配分する。

(事業の実施)

第25条 総会の承認を得た、事業計画に基づいた事業を実施するときは、地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。

構成団体提案の事業であって、部会事業として取り上げ、理事会で承認を得たときは、委員会主催事業として予算を執行して実施する。

参画団体独自の事業費を確保するために、委員会主催の事業に移行することは認められない。

(事務所)

第26条 委員会の事務所は、市民センター内に置く。

所在地 名張市赤目町丈六238-1 赤目市民センター内

(規約の改廃)

第27条 この規約の改廃は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

附則

この規約は、平成16年6月1日から施行する

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する

附則

この規約は、平成21年6月21日から施行する

附則

この規約は、平成22年5月1日から施行する

附則

この規約は、平成24年5月11日から施行する

附則

この規約は、平成25年5月25日から施行する

附則

この規約は、平成26年5月17日から施行する

附則

この規約は、平成27年5月23日から施行する

附則

この規約は、平成28年5月21日から施行する

附則

この規約は、平成29年5月20日から施行する

附則

この規約は、平成30年5月26日から施行する

附則

この規約は、平成31年4月27日から施行する

附則

この規約は、令和4年4月30日から施行する

附則

この規約は、令和5年 4月 23日から施行する

附則

この規約は、令和6年 4月 27日から施行する

附則

この規約は、令和7年 4月26日から施行する